

少量新規化学物質申出のインターネットを利用した手続フロー

(1) 申出者確認コードの申出

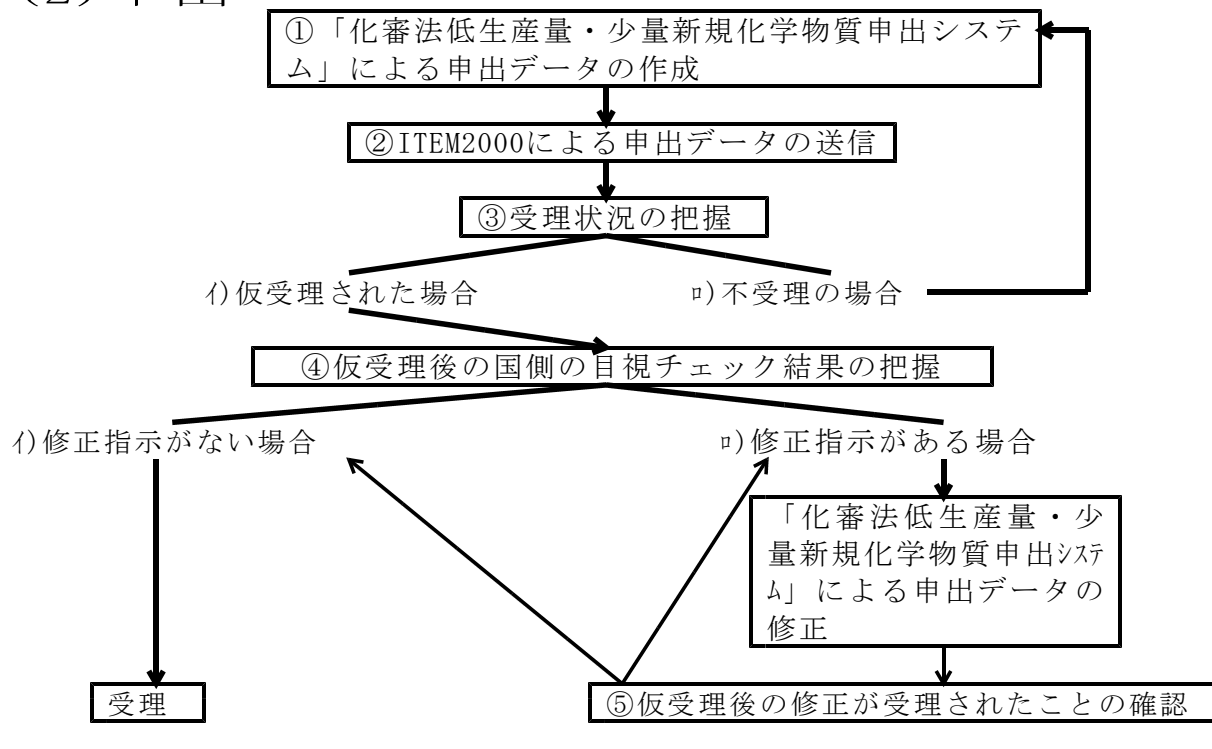
【注意事項】 申出書正本 3 通に返信用封筒を添えて経済産業省に提出(郵送も可。)する。

【提出先】 〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

及び

申出者コードの取得

(2) 申出



(3) 確認書受領のための返信用封筒の郵送

【注意事項】 仮受理の際に付与される受付番号を右下隅に記載する。

【郵送先】： 〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室